

# 令和4年度総合評価入札実施についてのお知らせ

令和 4年3月

令和4年度「総合評価方式条件付き一般競争入札」について、下記のとおり実施します。

## 1. 対象工事等について

- ① 予定価格が5千万円以上の建設工事
- ② 予定価格が1千万円以上の鉄筋コンクリート造の解体工事
- ③ 予定価格が5千万円未満で、工事品質の確保、環境対策などを適切に図る必要がある建設工事
- ④ 予定価格が1千万円以上で、受託業者の技術力により、成果品の品質向上が期待できる業務委託

※災害時においては、手順の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択することができるものとします。

## 2. 評価型式について

型式	評価方法等
簡易型	技術的な工夫が必要な工事に適用し、施工計画に関する提案、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力により評価します。
特別簡易型	技術的な工夫を求めない工事に適用し、企業の施工能力及び配置予定技術者の能力により評価します。
簡易型 (業務委託)	技術的な工夫が必要な業務委託に適用し、業務理解度、企業の技術力及び配置予定技術者の能力により評価します。

### 3. 評価項目、評価基準及び配点について

技術評価点を算出する基準となる「評価項目、評価基準及び配点」は、工事等の発注条件に従って下記のタイプとし、令和4年4月1日以降の公告から適用します。なお、下記のタイプに該当しない場合は、入札時にお知らせします。

① 簡易型（市内業者用）	別表1	⑦ 簡易型（管工事用）	別表7
② 特別簡易型（市内業者用）	別表2	⑧ 簡易型（ぼ装工事用）	別表8
③ 簡易型（土木一式工事用）	別表3	⑨ 簡易型（解体工事市内業者用）	別表9
④ 簡易型（建築一式工事用）	別表4	⑩ 簡易型（とび土工工事用）	別表10
⑤ 簡易型（電気工事用）	別表5	⑪ 簡易型（業務委託・建築用）	別表11
⑥ 簡易型（機械器具設置工事用）	別表6	⑫ 簡易型（業務委託・土木用）	別表12

※③から⑧、⑩から⑫は市内業者に限定しない（市外業者等を含む）発注を行う場合に適用します。

### 4. 評価基準の特例措置

- ① 「同種・類似工事の施工実績」の評価において、「4社の共同企業体（JV）の場合は、出資比率が13%以上の工事」を施工実績として認めます。
- ② 本市発注ではない工事で、本市が工事成績評定を通知した工事は、「同種・類似工事の施工実績」、「工事成績評定」、「配置予定技術者の施工実績」の「本市発注工事」と同等に取り扱います。

## 5. 評価方法（評価値の算出）について

### ① 除算方式

工事にあっては除算方式とし、評価値の算出方法は以下のとおりとします。

$$\text{評価値} = (\text{技術評価点} / \text{入札価格}) \times 1,000,000$$

$$\text{技術評価点} = \text{標準点} (100\text{点}) + \text{加算点}$$

加算点は、評価項目、評価基準及び配点に基づき、評価した得点

### ② 加算方式

業務委託にあっては加算方式とし、評価値の算出方法は以下のとおりとします。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$

$$\text{技術評価点} = 30 \times (\text{加算点} / \text{加算点満点})$$

$$\text{価格評価点} = 60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

加算点は、評価項目、評価基準及び配点に基づき、評価した得点

## 6. 落札者の決定方法について

① 次の要件に該当する入札参加希望者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とします。

(1) 入札価格が予定価格以下で、失格基準価格以上であること。

(2) 入札価格が低入札調査基準価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがないこと。

② 最も高い評価値が複数となった場合は、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点が高点であるときは、くじにより落札候補者を決定します。

③ 落札候補者が競争入札参加資格を有すると認めるときは、確認した日をもって当該落札候補者を落札者として決定するものとします。

ただし、競争入札参加資格を有しないと確認したときは、当該落札候補者を除いて、①を満たす者のうち、評価値の最も高い者であって、かつ、競争入札参加資格を有する者を落札者として決定します。

## 令和4年度総合評価方式の変更点

上記「3. 評価項目、評価基準及び配点」について、「① 簡易型（市内業者用）」、「② 特別簡易型（市内業者用）」の見直しを行います。見直し内容は下記のとおりです。

### 1. 「企業の工事成績評価」「配置予定技術者の施工実績」の評価方法の変更 ※下記配点表参照

#### ①評価期間の変更

評価期間を暦年単位から年度単位に変更します。令和4年度総合評価入札で評価対象となる工事は、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの期間に完成した本市発注の同種工事となります。

#### ②評価算定区分の細分化

工事成績評価の平均点等の配点区分を、2.5点刻みから、0.5点刻みに細分化します。

#### ③他自治体の工事成績評価を追加

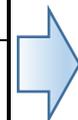
市発注工事の実績がない場合で、国・県・他市町村での同種工事の実績がある場合は、0.5点として評価します。但し、配置予定技術者については、主任技術者（監理技術者）としての実績に限ります。

#### ■企業の工事成績評価（配点表（抜粋））

型式	評価項目	【改正前】評価基準、配点			【改正後】評価基準、配点			
簡易型 特別簡易型	工事成績評価	平成29年1月1日から令和3年12月31日までの期間に完成した本市発注工事の、同種工事成績評価の平均点  (以下省略)	85点以上	3.0	➔	<span style="color: red;">平成29年4月1日から令和4年3月31日</span> までの期間に完成した本市発注工事の、同種工事成績評価の平均点  (以下省略)	85点以上	3.0
		※別表1参照				<span style="color: red;">※別表1参照</span>		
			72.5点未満 ※本市工事成績無し	0.0			<span style="color: red;">本市の工事成績が無く、国・県・他市町村の工事成績が有る場合</span>	<span style="color: red;">0.5</span>
						<span style="color: red;">72.5点未満</span>	<span style="color: red;">0.0</span>	

■配置予定技術者の施工実績（配点表（抜粋））

型式	評価項目	【改正前】評価基準、配点			
簡易型 特別簡易型	施工実績	(省略)	—	① (注1)	② (注1)
		平成29年1月1日 から令和3年12月31日 までの期間に完成した 本市発注工事において、 配置予定技術者が獲得 した同種工事成績評定 の最高点	85点以上	3.0	2.5
		(以下省略)	※別表2参照		
		72.5点未満 本市工事成績無し	0.0	0.0	



【改正後】評価基準、配点			
(省略)	—	① (注1)	② (注1)
	85点以上	3.0	2.5
	※別表2参照		
	平成29年4月1日 から令和4年3月31日 までの期間に完成した 本市発注工事において、 配置予定技術者が獲得 した同種工事成績評定 の最高点	本市の工事成績が 無く、国・県・他市 町村の工事成績が 有る場合	0.5
(以下省略)	72.5点未満	0.0	0.0

(注1) ①主任技術者（監理技術者）として従事した場合 ②1級の国家資格を保有する現場代理人として従事した場合

■評価項目「工事成績評定」新旧対応表

別表1

【改正前】

区分（工事成績評定の平均点）	配点
82.5点以上85点未満	2.5
80点以上82.5点未満	2.0
77.5点以上80点未満	1.5
75点以上77.5点未満	1.0
72.5点以上75点未満	0.5

【改正後】

区分（工事成績評定の平均点）	配点
84.5点以上85点未満	2.9
84点以上84.5点未満	2.8
83.5点以上84点未満	2.7
83点以上83.5点未満	2.6
82.5点以上83点未満	2.5
82点以上82.5点未満	2.4
81.5点以上82点未満	2.3
81点以上81.5点未満	2.2
80.5点以上81点未満	2.1
80点以上80.5点未満	2.0
79.5点以上80点未満	1.9
79点以上79.5点未満	1.8
78.5点以上79点未満	1.7
78点以上78.5点未満	1.6
77.5点以上78点未満	1.5
77点以上77.5点未満	1.4
76.5点以上77点未満	1.3
76点以上76.5点未満	1.2
75.5点以上76点未満	1.1
75点以上75.5点未満	1.0
74.5点以上75点未満	0.9
74点以上74.5点未満	0.8
73.5点以上74点未満	0.7
73点以上73.5点未満	0.6
72.5点以上73点未満	0.5

平均点区分を  
0.5  
点刻みに細分化し、  
評価点を算出

■評価項目「配置予定技術者」新旧対応表

別表2

【改正前】

区分 （工事成績評定の最高点）	配点	
	※① 主任技術者 監理技術者	※② 現場代理人
82.5点以上85点未満	2.5	2.0
80点以上82.5点未満	2.0	1.5
77.5点以上80点未満	1.5	1.0
75点以上77.5点未満	1.0	0.5
72.5点以上75点未満	0.5	0.0

【改正後】

区分 （工事成績評定の最高点）	配点	
	※① 主任技術者 監理技術者	※② 現場代理人
84.5点以上85点未満	2.9	2.4
84点以上84.5点未満	2.8	2.3
83.5点以上84点未満	2.7	2.2
83点以上83.5点未満	2.6	2.1
82.5点以上83点未満	2.5	2.0
82点以上82.5点未満	2.4	1.9
81.5点以上82点未満	2.3	1.8
81点以上81.5点未満	2.2	1.7
80.5点以上81点未満	2.1	1.6
80点以上80.5点未満	2.0	1.5
79.5点以上80点未満	1.9	1.4
79点以上79.5点未満	1.8	1.3
78.5点以上79点未満	1.7	1.2
78点以上78.5点未満	1.6	1.1
77.5点以上78点未満	1.5	1.0
77点以上77.5点未満	1.4	0.9
76.5点以上77点未満	1.3	0.8
76点以上76.5点未満	1.2	0.7
75.5点以上76点未満	1.1	0.6
75点以上75.5点未満	1.0	0.5
74.5点以上75点未満	0.9	0.4
74点以上74.5点未満	0.8	0.3
73.5点以上74点未満	0.7	0.2
73点以上73.5点未満	0.6	0.1
72.5点以上73点未満	0.5	0.0

最高点区分を  
0.5  
点刻みに細分化し、  
評価点を算出

※① 主任技術者（監理技術者）として従事した場合

※② 1級の国家資格を保有する現場代理人として従事した場合

お問い合わせ先

久留米市	総務部	工事検査課	0942-30-9151
		契約課	0942-30-9171